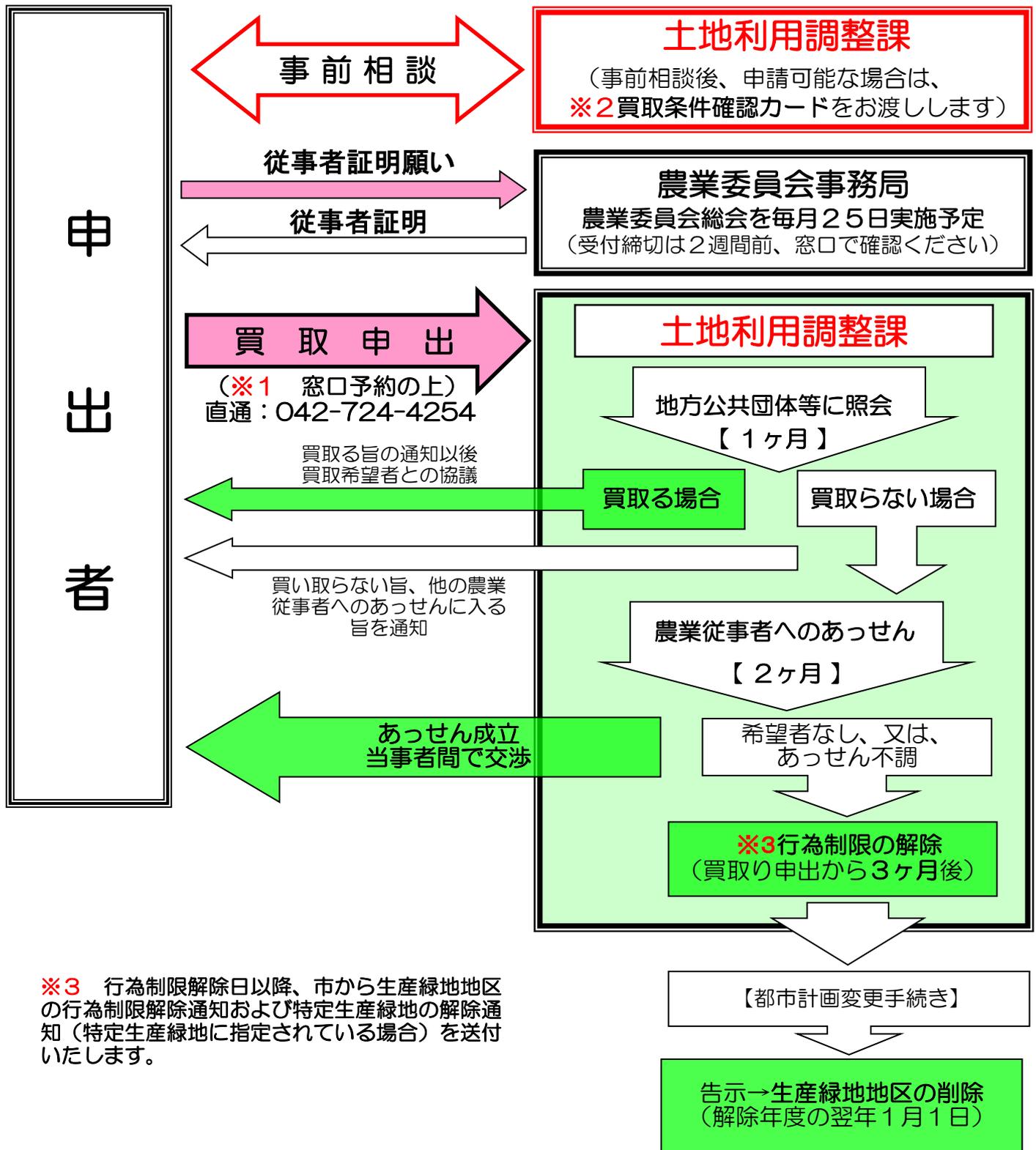


生産緑地買取申出の手続きの流れ

- ※1 買取申出は、申請日が効力発生日となる為、事前相談及び申請の窓口予約をお願いしております。
- ※2 筆の一部を解除する場合は、相談の上分筆登記終了後、買取条件確認カードをお渡しします。事前相談の来庁者が代理人の場合、委任状が必要です。故障による申出の場合、事前相談時に診断書の提示をお願いします。



※3 行為制限解除日以降、市から生産緑地地区の行為制限解除通知および特定生産緑地の解除通知(特定生産緑地に指定されている場合)を送付いたします。

【注意事項】

- 生産緑地買取申出日より起算して3ヶ月間、買取る旨の通知および農地あっせんが行われない場合、所有権移転がされていないことを条件に、行為制限が解除されます。
- 生産緑地地区の指定は、都市計画法の告示により削除されます。
(行為制限の解除以降も都市計画上は告示までの間、生産緑地地区となりますのでご注意ください。)
- 告示までの間で、土地売買行為が発生した場合は、公有地の拡大の推進に関する法律の手続きが必要となる可能性がありますので、ご注意ください。

生産緑地地区の買取制度概要

1 買取制度とは？

生産緑地は、次のいずれかに該当する場合は、市に対して当該農地の買取りを申し出ることができます。

- (1) 農業の主たる従事者が死亡したとき
- (2) 農業の主たる従事者が以下の故障により、農業に従事することが不可能となったとき
- (3) 生産緑地地区に指定されてから30年経過し、特定生産緑地の指定を受けていないとき
- (4) 特定生産緑地に指定されてから10年経過し、更新をしなかったとき
- (5) 旧法で指定された生産緑地

※ 死亡による買取り申出をすることができる期間は、原則として事由発生日から10ヶ月以内とします。

2 故障とは？

- ① 両眼の失明
 - ② 精神の著しい障害
 - ③ 神経系統の機能の著しい障害
 - ④ 胸腹部臓器の機能の著しい障害
 - ⑤ 上・下肢の全部若しくは一部の喪失又はその機能の著しい障害
 - ⑥ 両手指・両足指の全部若しくは一部の喪失またはその機能の著しい障害
 - ⑦ ①～⑥の障害に準ずる障害
 - ⑧ 1年以上の入院その他の事由により農業に従事することができなくなる故障
- ただし、いずれの障害等においても**農業従事が不可能**な旨を記載した医師の診断書又は院長の証明書等が必要です。

買取りの申し出後、1ヶ月以内に市長は買取りの有無について所有者に通知します。買取りの申し出の日から3ヶ月以内に市、地方公共団体等、他の農業従事者が買取らなかった場合は、行為の制限が解除され土地の転用が可能となります。

3 「農業の主たる従事者」とは？

生産緑地地区の農業経営で、最も中心になって営農している人を、農業の主たる従事者（実際に生産緑地の肥培管理をしている人で、その人がいないと客観的に農地の管理が不可能となる人）とします。また、家族を中心とした複数で営農している場合、次の方も農業の主たる従事者に含まれます。

- ・ 農業の主たる従事者が65歳未満の場合、その方の年間従事日数の8割以上従事した人
- ・ 農業の主たる従事者が65歳以上の場合、その方の年間従事日数の7割以上従事した人

※ 農業の主たる従事者証明は、**農業委員会**で発行します。手続き等詳細は**農業委員会事務局**（042-724-2169）にお問い合わせください。